

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月25日	
条例の題名	三重県の事務処理の特例に関する条例		公 布 日	平成12年3月24日
条 例 番 号	平成12年三重県条例第2号		直 近 改 正 日	平成24年3月27日
所管部局課	地域連携部市町行財政課		電 話 番 号	059-224-2170
条例の概要	地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて定めるものである。			条例の 類型 委任型
視点	項	目	回 答	検 討 内 容
必要性		条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、条例を定めることとしており、これに規定する市町への権限移譲は、現在も取り組んでいる。
		条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	地方自治法第242条の17の2第1項の規定により県が条例により規定することとなっている。
		条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	条例に規定により権限移譲された事務は、現在も市町において処理されている。
		規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
		条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。 ）。	はい	地方自治法第242条の17の2第1項の規定により、権限移譲を行う際には、県が条例を定めて行う必要がある。
適法性		根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、条例を定めることとしている。
		憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。 ）。	はい	
		条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	該当なし	
有効性		条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	条例の目的が、権限移譲の内容を規定することであり、正しく規定されている。
		条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	40501 地方分権の推進 県民力ビジョンにおいても、県から市町への権限移譲を推進することとしている。
		条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
		条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	
効率性		条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
		条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
		関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性		条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	権限移譲に伴う移譲市町の事務経費については、公平・公正に算出・交付している。
		条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	市町との協議が整ったものについて規定しているため、移譲市町のばらつきはあるが、全ての市町で権限移譲は行っている。
		条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	権限移譲に伴う移譲市町の事務経費については、公平・公正に算出・交付している。
その他		条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし	
		市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	
点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無
		現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要はないと考える。		無